

第2号様式(第10条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

沖縄県議会議長 殿

議員名 玉城 満



平成30年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成30年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 満

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	681,052	事務所賃借料600,000円管理運営費81,052円
事 務 費	285,947	OA機器賃借料42,768円通信連絡費243,179円
人 件 費	960,000	給与、手当960,000円
合 計	1,926,999	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円



【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年4月分

No.

領 収 証

No. 918051

玉城 満 様

平成30年3月26日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大城

下記のとおり領収致しました。

TEL (098)974-1110

合計金額 ￥50,000-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	4月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				￥50,000-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年5月分

No.

領 収 証

No. 918052

玉城 満 様

H30年4月25日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大城 千秋

TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,000-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	5月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10	証明				
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				¥50000	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥ 50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年6月分

No.

領 収 証

No. 918053

玉城 満 様

H30年 5月25日

沖縄県うるま市字宮田208-1

有限会社 大 [REDACTED]

代表取締役 大 城 [REDACTED]

TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	6月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7	[REDACTED]				
8	[REDACTED]				
9	[REDACTED]				
10	[REDACTED]				
11	[REDACTED]				
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				¥50000	

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年7月分

No.

領 収 証

No. 918054

玉城 満 様  
H30年6月25日

沖縄県うるま市字宮里  
有限会社 大  
代表取締役 大 城  
TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	7月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合 計				450000	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料

平成30年  
8月分

No.

領 収 証

No. 918055

玉城 満 様

平成30年7月25日

沖縄県うるま市字宮里208  
有限会社 大 [REDACTED]  
代表取締役 大城 千枝  
TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥50,000-

品目	品名	数量	単価	金額	摘要
1	8月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7	[REDACTED]				
8	200円				
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				¥50000	

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥50,000-



【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年 9月分

No.

領 収 証

No. 918056

玉城 満 様

H30年8月27日

沖縄県うるま市字宮原208-1  
有限会社 大 城  
代表取締役 大 城  
TEL (098) 974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

品目	品名	数量	単価	金額	摘要
1	9月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				¥50000	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年10月分

No.

領収証

No. 918057

玉城 満 様  
H30年9月25日

沖縄県うるま市字宮里208-1  
有限会社 大 [Redacted]  
代表取締役 大城 千 [Redacted]  
TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

項目	品名	数量	単価	金額	摘要
1	10月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7	[Redacted]				
8	200円				
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額 %					
合計				750000	

K24S-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年11月分

No.

領収証

No. 918058

大城 満 様

H30年10月25日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大城

TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
1	11月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				¥50000	

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成30年12月分

No.

領 収 証

No. 918059

玉城 浩 様

H30年11月26日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大 城

TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥50,000-

品目	品名	数量	単価	金額	摘要
1	12月分客賃			50,000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合 計				¥50,000	

RMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成31年1月分

No.

領収証

No. 918060

玉城 満 様  
H30年12月10日

沖縄県うるま市字宮里208-1  
株式会社 大 [Redacted]  
代表取締役 大 城 [Redacted]  
TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥50,000-

項目	品名	数量	単価	金額	備考
1	1月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	200 [Redacted]				
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				¥50,000	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ¥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成31年2月分

No.

領収証

No. 918061

玉城 満 様

H31年11月25日

下記のとおり領収致しました。

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大

TEL (098)974-1110

合計金額 ¥50,000-

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
1	2月の賃			5,000	
2					
3					
4					
5					
6	200円				
7					
8					
9					
10	証明				
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				¥50,000	

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 平成31年3月分

No.

領 収 証

No. 918062

玉城 清 様

H31年 2月 22日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大

代表取締役 大 城

TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,000-

月日	品 名	数量	単価	金 額	備 考
1	3月分家賃			50000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額 %					
合 計				50000	

KM5-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)



一部

政務活動費充当金額 ￥50,000-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成 30年 4月分

No.

電気料金払込受領証

切り取りに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください

氏名	様
電気番号	43291- 7-1-1
ご契約種別	従量電灯
	平成 30年 4月分
預収金額	5,261 円
料金	4,760 円
再エネ賦課金	501 円
【再掲】	
消費税等相当額	389 円
燃料費調整額	-70.32 円
ご使用量	190 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A)ご依頼人様

支払期日	5月7日	
金融機関取扱期日	5月17日	
コンビニ等取扱期日	5月27日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

$5,261円 \times 4/31 = 678$

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥ ~~5,261~~ 678



【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金 平成30年5月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
宮本第一店舗 101

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
面番号 家番号 枝 CD		
43291 7 1 1	400 6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号：10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	211 kWh	平成30年 5月分	ご利用期間 4月5日～5月3日 お支払期日 6月4日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	5月4日	翌月検針日	6月5日
今月指し数	258	前月(取付)指し数	47
乗率		使用量	211
		計器番号	006917
		取替前使用量	190
		前年同月	272

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,983 円 (再掲 811 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh～10kWh - 2417銭 - 1円86銭	+29円100銭 +29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円22銭 - 0円19銭	+ 2円90銭 + 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引継 0120-586-390 検針員

沖縄電力株式会社

※本票により集金員が取替することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 5月分

領収金額	5,983 円
料金	5,372 円
再エネ賦課金	611 円

[再掲]  
消費税等相当額 443 円  
燃料費調整額 -46.39 円

ご使用量 211 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼内容)

支払期日	6月4日
金融機関 取扱期限日	6月14日
コンビニ等 取扱期限日	6月24日

沖縄電力株式会社  
うるま支店

収入印紙貼付欄

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 5,983-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電気料金 平成30年6月分

No.

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
宮本第一店舗 101

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	400 6220	2000
43291 7 1 1		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	261 kWh	平成30年 6月分	ご利用期間 5月4日~ 6月4日 お支払期日 7月5日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	翌月検針日	今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)
6月5日	7月5日	519	258		261	006917		前月 211 前年同月 318

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,523 円 (再掲 756 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円86銭	- 1円86銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	- 0円19銭	+ 2円80銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 6月分

領収金額	7,523 円
料金	6,767 円
再エネ賦課金	756 円

【再掲】  
消費税等相当額 557 円  
燃料費調整額 -49.55 円

ご使用量 261 kWh

※金額を訂正したものと、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月5日	日 附 印
金融機関 取扱期日	7月13日	72059
コンビニ等 取扱期日	7月25日	18.6.15

中部経済会 納税  
72059  
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社  
うるま支店

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 7,523

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成30年7月分

No.

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

<b>電気ご使用量のお知らせ (検針票)</b> いつもご利用いただきありがとうございます。									
玉城 満 様 富本第一店舗 101									
電気番号		店所 作業区		契約種別					
画番号	家番号	枝	CD	400	6220	2000 従量電灯			
43291	7	1	1	供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000					
ご使用量		計		平成30年		ご利用期間 8月5日~7月4日			
		187 kWh		7月分		お支払期日 8月6日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			
今月検針日 7月5日		翌月検針日 8月4日		ご参考使用量(kWh)					
注	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月	
	706	519	1	187	006917		261	340	
ご請求金額		5,253 円							
(再エネ賦課金)		(再掲 542 円)							
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価							
当月分		翌月分		当月分		翌月分			
0kWh~10kWh		= 1円88銭		= 1円24銭		+29円00銭 +29円00銭			
11kWh以上(1kWhにつき)		= 0円19銭		= 0円12銭		+ 2円90銭 + 2円90銭			
沖縄電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店 引継 0120-586-390 検針員							
※本票により集金員が収納することはありません。									

電気料金払込受領証

玉城 満 様	
電気番号	43291- 7-1-1
ご契約種別	従量電灯
平成 30年 7月分	
領収金額	5,253 円
料金	4,711 円
再エネ賦課金	542 円
[再掲]	
消費税等相当額	389 円
燃料費調整額	-35.49 円

ご使用量 187 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月6日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月18日	
コンビニ等 取扱期限日	8月26日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 5,253

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成30年 8月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
宮本第一店舗 101

電気番号		店所 作業区		ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
43291	7	1	1	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	216 kWh	平成30年 8月分	ご利用期間 7月5日~ 8月3日 料支払期日 9月3日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	8月4日	翌月検針日	9月6日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	922	前回(取付)指示数	706	前月 187 前年同月 382	
乗率	1	使用量	216	計器番号	取替前使用量
			006917		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,158 円 (再掲 628 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 1円24銭 + 1円55銭	+2円400銭 +2円400銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円12銭 + 0円16銭	+ 2円90銭 + 2円90銭

沖縄電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7177  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 8月分

領収金額	8,158 円
料金	5,532 円
再エネ賦課金	628 円

[再掲]  
消費税等相当額 456 円  
燃料費調整額 -25.96 円

ご使用量 216 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月3日
金融機関 取扱期限日	9月13日
コンビニ等 取扱期限日	9月23日

沖縄電力株式会社  
うるま支店

那覇市役所前  
72015  
18.8.06  
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ¥ 6,158

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成30年 10月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
富本第一店舗 101

電気番号	店所:作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD 43291 7 1 1	400 6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	347 kWh	平成30年 10月分	ご利用期間 9月6日~10月3日 お支払期日 11月5日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日 10月4日	翌月検針日 11月5日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日	今月検針日 10月4日
主	508.4	181.1	1	347	607/029	262	313		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,503 円 (再掲 1,006 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分 当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 5P127銭 + 8P106銭 + 29P100銭 + 29P100銭	
11kWh以上(1kWhにつき) + 0P153銭 + 0P181銭 + 2P190銭 + 2P190銭	

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-705 うるま支店  
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年10月分

領収金額	10,503 円
料金	9,497 円
再エネ賦課金	1,006 円

[再掲]  
消費税等相当額 778 円  
燃料費調整額 183.88 円

ご使用量 347 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月5日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月15日	11月10日
コンビニ等 取扱期限日	11月25日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥ 10,503

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金平成30年11月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
富本第一店舗 101

電気番号		店所 作業区	二契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 6220	2000
43291	7 1 1		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	329 kWh	平成30年 11月分	ご利用期間 10月4日～11月4日 お支払期日 12月5日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日 11月5日	翌月検針日 12月6日	今月検針数	前月(取引)検針数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	前月	前年同月
		837.4	508.4		329	G077029		347	227	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,995 円 (再掲 954 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh～10kWh + 8円106銭 + 9円30銭 + 28円100銭 + 29円100銭	
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円81銭 + 0円93銭 + 2円90銭 + 2円90銭	

沖繩電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-381 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-380 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
二契約種別 従量電灯  
平成 30年11月分

領収金額	9,995 円
料金	9,041 円
再エネ賦課金	954 円

[再掲]  
消費税等相当額 740 円  
燃料費調整額 268.45 円

ご使用量 329 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	12月5日	日付印
金融機関 取扱期限日	12月14日	07195
コンビニ等 取扱期限日	12月25日	

沖繩電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 9,995-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

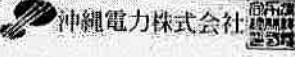
(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成30年12月分

No.

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 満 様 富本第一店舗 101			
電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 6220	2000
43291	7 1 1		従量電灯
供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000			
ご使用量	計	平成30年	ご利用期間 11月5日~12月5日
	294 kWh	12月分	お支払期日 1月7日
			※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
今月検針日 12月8日	翌月検針日 1月8日	ご参考使用量 (kWh)	
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量
1131.5	837.4	1	294
			計費番号 6077029
			前月 329
			前年同月 232
ご請求金額	8,865 円		
(再エネ賦課金)	(再掲 852 円)		
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 9円130銭	+ 11円16銭	+ 29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円93銭	+ 1円12銭	+ 2円90銭
 沖縄電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店 引越 0120-586-390 検針員	
※本票により集金員が収納することはありません。			

電気料金払込受領証

玉城 満 様	
電気番号	43291- 7-1-1
ご契約種別	従量電灯
	平成 30年 12月分
領収金額	8,865 円
料金	8,013 円
再エネ賦課金	852 円
[再掲]	
消費税等相当額	656 円
燃料費調整額	273.42 円
ご使用量	294 kWh
*金額を訂正したものは受領印のないものは無効となります。(本人・ご依頼人様)	
支払期日	1月7日
金融機関	沖縄電力株式会社
取扱期限日	1月27日
コンビニ等	取扱期限日
沖縄電力株式会社	うるま支店
	収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ¥ 8,865

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金 平成31年 1月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
宮本第一店舗 101

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
面番号 43291	家番号 枝 CD 7 1 1	400 6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	344 kWh	平成31年 1月分	ご利用期間 12月 8日～ 1月 7日 お支払期日 2月 7日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	1月 8日	翌月検針日	2月 5日
今月指示数	1475.8	前回(取付)指示数	1131.5
主		使用量	344
		計量番号	6077029
		取替前使用量	
		前月	294
		前年同月	243

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,606 円 (再掲 997 円)
-------------------	------------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh～10kWh + 11円16銭 + 13円102銭 + 29円100銭	+ 29円100銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 1円12銭 + 1円30銭 + 2円90銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-705 うるま支店  
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が取替することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 31年 1月分

領収金額	10,606 円
料金	9,609 円
再エネ賦課金	997 円

【再掲】  
消費税等相当額 785 円  
燃料費調整額 385.24 円

ご使用量 344 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月 7日	日 附 印 9.1.08
金融機関 取扱期限日	2月15日	
コンビニ等 取扱期限日	2月27日	

沖繩電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合: 10/10  
(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 10,606 -



【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成31年 2月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様  
宮本第一店舗 101

電気番号	面番号	家番号	枝	CD	店所	作業区	ご契約種別
43291	7	1	1		400	6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	252 kWh	平成31年 2月分	ご利用期間 1月8日~ 2月4日 お支払期日 3月7日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	2月5日	翌月検針日	3月5日
今回指示数	1727.5	前回(取付)指示数	1475.8
電圧		電率	1
使用量	252	計器番号	6077029
前月	344	前年同月	187

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,623 円 (再掲 730 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 13円02銭 + 12円140銭	+29円00銭 +29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 1円130銭 + 1円24銭	+ 2円180銭 + 2円180銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1  
ご契約種別 従量電灯  
平成 31年 2月分

領収金額	7,623 円
料金	6,893 円
再エネ賦課金	730 円

[再掲]  
消費税等相当額 564 円  
燃料費調整額 327.62 円

ご使用量 252 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月7日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	3月15日	72015
コンビニ等 取扱期限日	3月27日	19.2.11

沖縄電力株式会社  
うるま支店

那覇市役所前  
収入印紙 100円

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額・一部 政務活動費充当金額 ¥ 7,623

【使用料及び賃借料・管理運営費】


(領収書貼付用紙)

詳細:

電灯料金 平成31年3月分

No.

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 満 様 富本第一店舗 101			
電気番号	店所 作業区	ご契約種別	
画番号 家番号 枝 CD		2000	
43291 7 1 1	400 6220	従量電灯	
供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000			
ご使用量	計	平成31年	ご利用期間 2月5日~ 3月4日
	260 kWh	3月分	お支払期日 4月4日
※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります			
今月検針日 3月5日	翌月検針日 4月4日	ご参考使用量(kWh)	
今回指差数	前回(取付)指差数	乗率	検用量
1987.5	1727.5	1	260
		計器番号	取替前検用量
		G077029	前月 前年同月
			252 158
ご請求金額	7,865 円		
(再エネ賦課金)	(再掲 754 円)		
燃料費調整単価 再エネ賦課金単価			
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+12円40銭	+8円06銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+1円24銭	+0円81銭	+2円90銭
 沖縄電力株式会社 <span style="float: right;">お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店 引越 0120-586-390 検針員</span>			
※本票により集金員が取納することはありません。			

電気料金払込受領証

玉城 満 様	
電気番号	43291- 7-1-1
ご契約種別	従量電灯
平成 31年 3月分	
領収金額	7,865 円
料金	7,111 円
再エネ賦課金	754 円
[再掲]	
消費税等相当額	582 円
燃料費調整額	322.40 円
ご使用量	260 kWh
*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。	
支払期日	4月4日
金融機関	4月12日
取扱期限日	4月24日
コンビニ等	4月24日
仲継電力株式会社	うるま支店
収入印紙貼付欄	

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、  
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 7,865

# 事務所概要申告票

議員名 玉城 満

## 1. 物件の所在

住所	沖縄市中央1-20-12 1F	
電話番号	098-989-1088	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

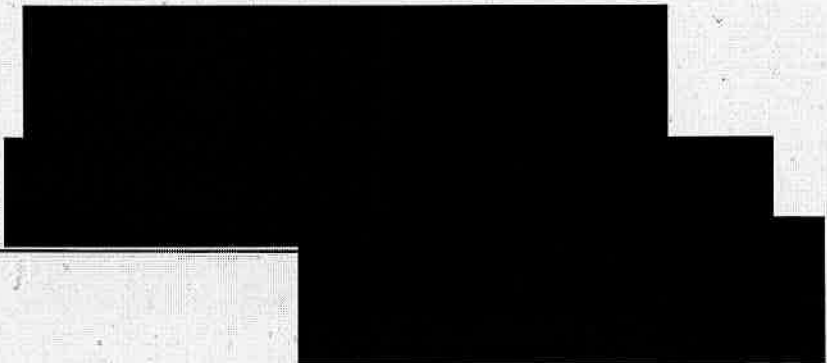
<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 [ 有限会社 大栄 ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 玉城 満 (印)

賃借人 氏名

住所



# 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 満

1. 事務所の状況

住所	沖縄市中央1-20-12 1F
----	-----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動のための事務所として設置しており、改選時などの選挙事務所や後援会事務所とは兼用していないため全額充当として計上する。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	50,000 円	家賃(月額)	50,000 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 満 (印)

事業用賃貸借契約書（店舗）

貸主                     （以下「甲」という。）と借主 玉城 満（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1） 目的物件の表示

建 物	名 称	富本第1店舗			1階 号室
	所 在 地	(建物表示) 沖縄市中央1丁目20-12			
		(登記簿) 沖縄市中央1丁目1622番地			
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリートブロック造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( ) / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( ) / ( 2 ) 階建/全 ( ) 戸			
	種 類	店舗	新築年月	昭和42年5月	
	面 積	約15坪	㎡		
賃 貸 方 法	一般借家契約				
附 属 施 設					

頭書（2） 事業内容（具体的に記載すること）

事務所

頭書（3） 契約期間

2018年 6月 14日 から 平成 2020年 6月 13日まで ( 2年間 )

契約条項

(契約の締結)  
 第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(4)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下の上記条項を締結した。

(契約期間)  
 第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。  
 2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)  
 第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。  
 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。  
 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。  
 3 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割りに計算した額とする。

(共益費)  
 第4条 乙は、本物件が所在する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
 3 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割りに計算した額とする。

(負担の範囲)  
 第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
 3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)  
 第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
 3 甲は、本物件の明渡しがあつたときは、滞りなく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)  
 第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。  
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解済時賃料の1か月分相当額を差し引き、返還するものとする。  
 4 甲は、本物件の明渡しがあつたときは、滞りなく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。平成 年 月 日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	住所	TEL 090 4851 9164
連帯保証人	氏名	TEL
保証機関	住所	TEL
印シキオス ※強制保証を利用する場合は記入して下さい。		

宅地建物取引業者	商号又は名称 大栄	番号又は名称 大栄 平秋
代表者の氏名	代表者の氏名 大栄 平秋	主たる事務所 〒208番地1 所在地・TEL 098-974-1116
免許証番号	免許証番号 第2952号	免許証番号 第2952号
免許年月日	平成29年12月27日	免許年月日 平成29年12月27日
氏名	氏名 大栄	氏名 大栄
登録番号	沖縄県知事 第5229号	登録番号 第5229号
事務所所在地	事務所所在地 〒208番地1 TEL 098-974-1116	事務所所在地 〒208番地1 TEL 098-974-1116

※図は実印  
 ※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利で乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の蓄蓄による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、質借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の蓄蓄による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改築若しくは築造若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、甲の蓄蓄による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、乙が月に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、賃貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。  
一 銃砲、刀剣等又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を搬入又は備え付けること。  
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。  
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に掲定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に著しい被害を及ぼすこと、又は危険の用に供すること。  
五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の蓄蓄による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。  
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)  
第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、かつ、乙が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合には、自ら管理し、かつ、本物件の火災発生防止に留意するものとする。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合には、自ら管理し、かつ、本物件の火災発生防止に留意するものとする。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を交付する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管し、かつ、使用し、かつ、乙宛入居に必要な本物件の鍵を交付する。乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の通知設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(原状の要戻)  
第9条 甲が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する場合に必要となる修繕等を行う場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前項の工事により生じた費用の新築改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)  
第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。  
二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に収納箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確保を得るものとし、その届出が遅れて甲に被害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)  
第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期限内に当該義務が履行されるときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2カ月以上怠ったとき。  
二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の専業以外の用に供したとき。  
二 第7条から9条までの規定に違反したとき。

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事項に重大な虚偽があったことが判明したとき。  
四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。  
六 被選挙権の開始。

七 民事再生手続の開始。  
八 会社更生手続の開始。

九 特別清算手続の開始。  
3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続すること」が困難であると認められるに至ったものとみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき

四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、脅迫により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき

五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき

六 乙らが暴力団以外の組織・暴力団助を行う組織その他の反社会的な組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)  
第12条 乙は、甲に対し、1. 1カ月前に解約の申込みを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込みの日から1. 1カ月の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申込みの日から起算して1. 1カ月を経過する日までの間、臨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び引渡しの修繕)  
第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約を終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、賃料を受け取った本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全額を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があつて、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分  
に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物  
件に生じた汚損・損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し  
完了の日までの間の賃料の増額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の健全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の  
承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の備置をする  
ときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件  
が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらか  
じめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに  
立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料滞り支払い方法の変更。
- 二 新築(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければなら  
ない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の確  
定と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

(経済損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、日歩4銭の割合による遅滞損害金を支払うも  
のとす。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第18条 (B) 本契約は、A が提供する機密保証(以下、機密保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機密保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に機密保証を利用するた  
めに必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手續きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機密保証が利用できない場合は、本契約は  
成立しないものとする。ただし、乙は、前書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負  
担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかか

わらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、前書(3)記載の契約の始期に本契約が有  
効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、洪水等の災害、墮落、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責に  
よらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責  
を負わないものとする。

(賠償)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項について誤謬が生じた場合は民法その他  
の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(附  
属)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、前書(3)に記載するのとおりとする。



## 経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/22	複合機料金 平成30年4月分	3,564	全額	3,564 ✓
7/24	複合機料金 平成30年6月分	7,128	全額	7,128 ✓
8/22	複合機料金 平成30年7月分	3,564	全額	3,564 ✓
9/23	複合機料金 平成30年8月分	3,564	全額	3,564 ✓
10/22	複合機料金 平成30年9月分	3,564	全額	3,564 ✓
11/28	複合機料金 平成30年10月分	3,564	全額	3,564 ✓
12/22	複合機料金 平成30年11月分	3,564	全額	3,564 ✓
2/1	複合機料金 平成30年12月分	3,564	全額	3,564 ✓
2/24	複合機料金 平成31年1月分	3,564	全額	3,564 ✓
3/28	複合機料金 平成31年2月分	3,564	全額	3,564 ✓
4/26	複合機料金 平成31年3月分	3,564	全額	3,564 ✓
4/30	インターネット回線料金 平成30年4月分	6,825	全額	6,825 ✓
6/29	インターネット回線料金 平成30年6月分	6,698	全額	6,698 ✓
7/28	インターネット回線料金 平成30年7月分	6,825	全額	6,825 ✓
9/14	インターネット回線料金 平成30年8月分	6,825	全額	6,825 ✓
9/23	インターネット回線料金 平成30年9月分	6,825	全額	6,825 ✓
10/25	インターネット回線料金 平成30年10月分	6,825	全額	6,825 ✓
11/28	インターネット回線料金 平成30年11月分	6,825	全額	6,825 ✓
1/8	インターネット回線料金 平成30年12月分	6,825	全額	6,825 ✓
2/1	インターネット回線料金 平成31年1月分	6,825	全額	6,825 ✓
3/11	インターネット回線料金 平成31年2月分	6,825	全額	6,825 ✓
3/28	インターネット回線料金 平成31年3月分	6,825	全額	6,825 ✓
4/30	電話料金 平成30年4月分	9,024	全額	9,024 ✓
5/22	電話料金 平成30年5月分	11,108	全額	11,108 ✓
6/29	電話料金 平成30年6月分	11,108	全額	11,108 ✓
7/19	電話料金 平成30年7月分	9,024	全額	9,024 ✓
8/22	電話料金 平成30年8月分	9,024	全額	9,024 ✓
9/23	電話料金 平成30年9月分	9,024	全額	9,024 ✓
10/22	電話料金 平成30年10月分	9,100	全額	9,100 ✓
11/22	電話料金 平成30年11月分	9,024	全額	9,024 ✓

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
12/22	電話料金 平成30年12月分	9,024	全額	9,024 ✓
2/1	電話料金 平成31年1月分	9,024	全額	9,024 ✓
2/24	電話料金 平成31年2月分	9,024	全額	9,024 ✓
3/28	電話料金 平成31年3月分	17,360	全額	17,360 ✓
5/22	携帯電話料金 平成30年5月分	6,806 ✓	1/2	3,403
6/19	携帯電話料金 平成30年6月分	6,806 ✓	1/2	3,403
7/16	携帯電話料金 平成30年7月分	6,806 ✓	1/2	3,403
8/17	携帯電話料金 平成30年8月分	6,806 ✓	1/2	3,403
9/27	携帯電話料金 平成30年9月分	6,806 ✓	1/2	3,403
10/22	携帯電話料金 平成30年10月分	6,806 ✓	1/2	3,403
11/22	携帯電話料金 平成30年11月分	6,806 ✓	1/2	3,403
12/19	携帯電話料金 平成30年12月分	6,806 ✓	1/2	3,403
1/27	携帯電話料金 平成31年1月分	6,806 ✓	1/2	3,403
2/24	携帯電話料金 平成31年2月分	26,666 ✓	1/2	13,333
3/28	携帯電話料金 平成31年3月分	6,806 ✓	1/2	3,403
事務費 充当合計		/	/	<del>282,383</del>

285,947

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細: \_\_\_\_\_

複合機料金 平成30年4月分

No. \_\_\_\_\_

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	3,564 円 (内消費税 264 円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額正に交付させていただきます  
銀行 支店



充当割合: 10/10

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

① 全額 一部 政務調査費充当金額 ¥ 3,564

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

複合機料金平成30年6月分

No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	7,128円 (内消費税 528円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額正に受け取りました  
銀行 支店



充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 7,128

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

複合機 料金 平成30年7月分

No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	3,564 円 (内消費税 264 円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
千 百 十 円	円

上記の金額正に受け取りました  
銀行 支店



充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥3,564

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

複合機料金 平成 30年 8月分

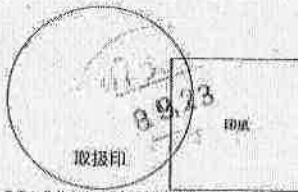
No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	3,564 円 (内消費税 264 円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お振替番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額正に受け取りました。

銀行 支店



キヤノンマーケティングジャパン(株) 取扱印

充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額 一部

政務調査費充当金額 ¥ 3,564

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

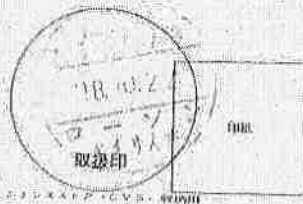
詳細: 複合機料金 平成30年9月分

No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	3,564 円 (内消費税 264 円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お振替番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額に差引取りました  
銀行 支店



充当割合: 10/10

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 3,564

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

符合機料金 平成30年10月

No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	3,564 円 (内消費税 264 円)
先方銀行	西日本シティ銀行 博多支店
受取人	キヤノンマーケティングジャパン 株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	五城 満 様
手数料	円

上記の金額正に受け取りました。  
銀行 支店



充当割合: 10/10

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 3,564